港則法施行規則第十一条第一項の規定による進路を他の船舶に知らせるために船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信する記号の一部を改正する告示案に関するパブリックコメントの募集について

令 和 ８ 年 １１月 ２５日
海上保安庁交通部航行安全課

海上保安庁では、別添のとおり、港則法施行規則第十一条第一項の規定による進路を他の船舶に知らせるために船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信する記号（平成二十二年四月一日海上保安庁告示第九十四号）の一部改正を予定しております。

このため、広く国民の皆様から、本改正案に対するご意見を賜りたく以下の要領で募集いたします。

＜募 集 要 領＞

１．意見募集対象

港則法施行規則第十一条第一項の規定による進路を他の船舶に知らせるために船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信する記号の一部を改正する告示案について（別添参照）

２．意見送付要領

次のいずれかの方法で、日本語にて意見をご提出下さい。

（１）インターネットによる場合

電子政府の総合窓口（e-Gov）（ https://www.e-gov.go.jp/）の意見提出フォームに郵便番号、住所、氏名、連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、ご提出ください。

（２）郵送による場合

〒１００－８９７６ 東京都千代田区霞が関２－１－３
海上保安庁交通部航行安全課 パブリックコメント担当宛

３．意見募集期限

令和８年12月25日（金）23時59分（※必着）

４． 注意事項

・頂いたご意見につきましては、担当部局において取りまとめた上で、検討を行う際の資料とさせて頂きます。
・ご意見に対して個別に返答は致しかねますので、あらかじめその旨ご了承願います。
・ご記入頂いた氏名(法人等にあってはその名称)、住所(所在地)、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
・頂いた意見の内容につきましては、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き、公開される可能性があることをあらかじめご了承下さい。
・ご意見を正確に把握する必要があるため、電話によるご意見の受付は対応しかねますので、あらかじめその旨ご了承下さい。

５．　お問い合わせ先

海上保安庁交通部航行安全課　意見募集担当
電話番号　０３－３５９１―６３６１（内線６４３０）